



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

介護保険法が平成 9(1997)年 12 月に制定され、平成 12(2000)年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつくられました。開始から 23 年を経過した介護保険制度は、これまで高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等に関わる各種動向の推移に合わせて様々な対応が行われています。

第8期までの高齢者福祉・介護保険事業計画では、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきたほか、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を暮らしやすくする「地域共生社会の実現」に向けた取組などが進められてきました。

我が国において、総人口は平成 20(2008)年をピークに、以降は減少が続いています。年齢層で最も多い、いわゆる「団塊の世代」は、令和7(2025)年に 75 歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されています。さらに、令和 22(2040)年には「団塊の世代の子ども(団塊の世代ジュニア)」が 65 歳以上となり、国民の 35.4%が高齢者になることから、現役世代(20~64 歳)の 1.5 人が 1 人の高齢者を支える時代が訪れるとも予測されています。

これまでサービス基盤や人的基盤の整備で見据えるべきとされてきた令和7(2025)年を計画期間中に迎えることとなる第9期計画では、さらにその先、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費の増大が懸念される令和 22(2040)年を見据え、中長期的な視点で地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくことが必要となります。

(2) 計画策定の趣旨

西条市の総人口は以前から減少傾向にあり、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の減少に対して高齢者人口(65歳以上)は継続的に増加の傾向となっているため、高齢化率は上昇を続け、令和5(2023)年では33.1%となっています¹。

一般世帯の48.7%と、ほぼ半数が高齢者のいる世帯であり、何らかの支援について配慮が必要と考えられる高齢一人暮らし世帯も増加しています。

また、要支援・要介護認定を受けている高齢者は増加傾向にあり、要介護認定者における認知症の日常生活自立度を見ると、生活上の支援が必要となる「Ⅱa」以上の人の数は横ばいとなっています。

高齢化の進行につれて、介護や支援が必要になる高齢者はこれからも確実に増えると想定されますが、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化しており、また、自然災害の頻発やこれまでになかった感染症の流行など、高齢者を取り巻く環境も大きな変化にさらされています。市の各種高齢者施策はこれらに対応するかたちで常に進化していく必要があります。

高齢者が、元気でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続けることができるよう健康づくりや介護予防に心がけること、また、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていける「地域共生社会」を西条市において育てていくことが重要です。

地域共生社会を下地として、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が各地域で一体的に提供される社会的な仕組みが、全国的に求められている「地域包括ケアシステム」です。

西条市ではこれまで、「西条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、前計画とといいます。)により、要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきました。

今回の「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、本計画とといいます。)は、市民アンケート調査の実施などにより把握した市の高齢者を取り巻く状況や、第8期計画の実績を踏まえ、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るため策定するものです。

¹ 住民基本台帳、令和5年10月1日現在です。



2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、西条市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第 117 条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

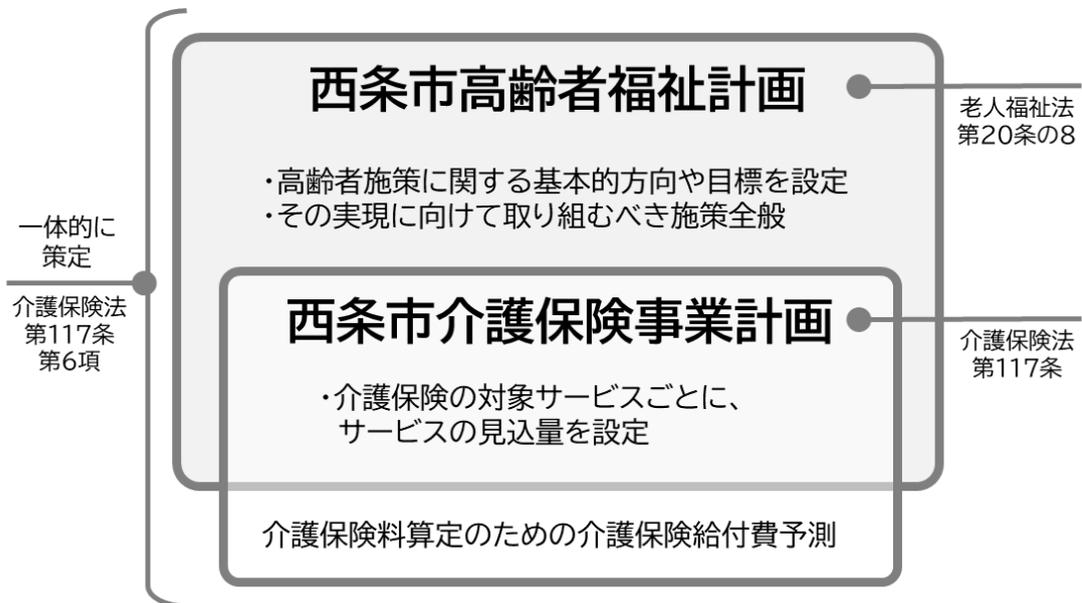
(1) 高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定





4 計画策定の方法

(1) 市民調査の実施

本計画の策定にあたり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、認知症相談窓口の認知度などの観点から高齢者の状況やニーズを把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要支援・要介護認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

<調査の概要>

○調査対象:

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の、65歳以上で「要介護認定を受けていない方」又は「要支援1・2認定を受けている方」から無作為抽出。

②在宅介護実態調査

市内在住で、要介護認定を受け、在宅で生活をしている65歳以上の方から無作為抽出。

○調査期間:令和5(2023)年6月27日～7月14日

○調査方法:郵送配布・郵送回収

○配布・回収状況:

	配布数	有効回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5,000票	2,852票	57.0%
②在宅介護実態調査	1,200票	502票	41.8%

(2) 介護保険事業計画策定委員会の設置

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の検討、審議を行いました。

(3) 行政内部の調整

事業等に係る庁内の連携を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるため、庁内の関係各課と細部の検討、調整等を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。

意見募集期間	令和6(2024)年1月19日(金)～2月19日(月)
資料公表先	市ホームページへの掲載、市役所福祉部長寿介護課等での閲覧及び配布
意見等提出方法	長寿介護課が指定する場所への書面の提出／郵便／ファクシミリ／電子メール
意見提出数	0件(0名)



5 本計画のポイント

本計画を構成するうちの一つ、介護保険事業計画について、国の指針等に応じた第9期計画策定におけるポイントは以下のとおりです。

ただし、国の指針は全国统一のものであるため、西条市においては、以下を鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況など市の実状・特徴に合わせた計画策定を行っています。

(1) 地域の実状に応じたサービス基盤の整備

第9期計画期間中の介護需要、サービスごとの量の見込みや保険料水準の推計に加え、第9期の基本指針において令和 22(2040)年の推計が必須とされる予定であることから、中長期的な視点による推計も行います。その上で、既存サービスのあり方も含め検討し、本市の実情に応じてサービス基盤を計画的に確保していくものとします。また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、本市の「在宅医療・介護連携推進協議会」等による医療・介護の連携強化により効率的かつ効果的にサービス提供する体制の確保を図るものとします。

(2) 在宅サービスの充実

在宅の要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、効果的な組み合わせによるサービスの利用推進を図るとともに、要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービスの充実を検討していきます。

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、令和 7(2025)年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められてきました。第9期計画は、引き続き本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とします。

認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組を推進するため、本市の包括的支援事業における地域包括支援センターを中心に、認知症に関する正しい知識の普及啓発や総合相談支援などに取り組むとともに地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる重層的な支援体制づくりに向けて、「西条市総合計画」との整合や、障がい分野、児童分野等も含めた関係各課との連携を図る計画とします。

(4) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。第8期計画の基本目標を基に、共に支え合う地域社会の形成を目指した計画とします。

(5) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、いわゆる「フレイル」への対応が重要です。フレイルは、健常から要介護へ移行する中間の状態、筋力の低下などの身体的要素、認知症やうつなど精神的・心理的要素、一人暮らしやひきこもり、経済的困窮などの社会的要素の3つが悪循環を起こすことが最も懸念されることです。しかしこれは、適切な支援を受けることができれば健常な状態に戻ることができる時期でもあります。

これは同時に、適切な支援を受けることができれば健常な状態に戻ることができる時期でもあります。平成 26(2014)年の介護保険法改正により地域支援事業の中に創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」は、地域の実情に応じた多様なサービスの充実により要支援者等に対する効果的な支援等を目指すもので、本市においても第7期計画から本格的に開始されています。

可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画による介護予防・日常生活支援総合事業と、高齢者(保健)福祉計画による様々な取組を効果的に融合させ、介護予防・健康づくりをさらに進める計画とします。

(6) 認知症施策の推進

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、厚生労働省研究班によると、令和2(2020)年時点で 600 万人以上と推計されています。さらに団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年にはおよそ 700 万人と、高齢者の 5 人に 1 人が認知症になると予測されています。令和5(2023)年 6 月 14 日には、認知症の人が希望を持って暮らせるように国や自治体の取組を定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」といいます。)が、認知症に関する初の法律として可決・成立しました。

第9期の基本指針では、第8期の認知症施策の推進(「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」など)の基本的事項に加え、「認知症施策推進大綱」の中間評価を踏まえた施策の推進について追記することが検討されています。また、「認知症基本法」では、施策の基本理念として、「全ての認知症の人が自らの意思で日常生活や社会生活を営める」、「全ての認知症の人が社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の確保」など7項目を掲げています。これらの国の動きと本市の状況を勘案しながら、認知症施策を検討します。



(7) 災害や感染症対策に係る体制整備の検討

近年、我が国では毎年のように各地で台風や豪雨による自然災害が発生し、新型コロナウイルス感染症の流行が日常生活に大きな影響を与えました。安全安心な暮らしの基礎となる地域包括ケアシステムの深化・推進では、防災や感染症対策についての周知啓発や、災害・感染症発生時の支援体制を構築するなど、日頃からの体制整備が重要であることから、関連計画や取組との整合を図りつつ体制整備を検討していきます。

(8) 保険者機能の強化

第9期計画の策定にあたっては、第8期計画の事業・取組の実施状況について直近の実績値等を踏まえながら計画値との比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理し、今後の事業や施策の運営についてより現実的で実効性のある計画とします。国で見直しが検討されている介護給付適正化主要5事業について、給付適正化の取組を推進する観点から、第9期の指針に沿って対応を行います。

また、地域包括ケアシステムの推進状況を確認するため、毎年実施している「保険者機能強化推進交付金」と「介護保険保険者努力支援交付金」の自己点検・評価を、令和5(2023)年度の指標の見直しに活用します。